資料３－２

新旧対照表

※加筆修正点に下線を引いてあります。

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
１	第１章　計画策定の趣旨等について 第３　計画期間 令和９年度から令和１３年度までの５年間	第１章　計画策定の趣旨等について 第３　計画期間 令和４年度から令和８年度までの５年間	新計画策定にあたり、計画期間を修正しました。
２ ～ ２１	第２章　新潟市の犯罪の状況	第２章　新潟市の犯罪の状況	・令和７年までの犯罪統計データに更新しました。 ・各項目の解説を修正しました。 ・読み間違いを防ぐために必要と思われる注釈を追加しました。
３	第２章　新潟市の犯罪の状況 第２　罪種別状況	第２章　新潟市の犯罪の状況 第１０　少年非行の状況	・見やすさを重視するため。前計画では Ｐ１６に掲載していた罪種別別表をＰ３に移動しました。 ・罪種別別表には新設された「面接要求等」などに関する注釈をつけました。
４	第２章　新潟市の犯罪の状況 第３　窃盗の主な手口 ・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き） ※４　空き巣　…　家人が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むもの 忍込み　…　夜間、家人の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むもの 居空き　…　家人が昼寝、食事をしているすきに、住宅内に侵入し、金品を盗むもの	第２章　新潟市の犯罪の状況 第３　窃盗の主な手口 ・住宅対象侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）	・住宅対象侵入盗の手口に関して、それぞれを解説する注釈をつけました。

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
１１	第２章　新潟市の犯罪の状況 第７　特殊詐欺等の状況 １　特殊詐欺とは 令和８年以降、警察庁は「ニセ警察詐欺」「ＳＮＳ型投資詐欺」「ＳＮＳ型ロマンス詐欺」を特殊詐欺の手口の１つとして位置づけ、これまでの「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」（※旧特殊詐欺）と合わせて13類型となりました。	第２章　新潟市の犯罪の現状 第７　特殊詐欺等の状況 １　特殊詐欺とは これまでオレオレ詐欺など８類型に分類されていましたが，令和２年１月１日から特殊詐欺の手口は，「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の１０類型に分類されています。	・警察庁による特殊詐欺の定義変更に伴い、内容を修正しました。
１３ ～ １４	第２章　新潟市の犯罪の状況 第７　特殊詐欺等の状況 ３　ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺 内容略 ４　ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の状況 内容略	第２章　新潟市の犯罪の現状 第７　特殊詐欺等の状況	・前計画時にはなかった手口であるＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺についての項目を新たに設けました。
１５	第２章　新潟市の犯罪の状況 第８　薬物犯罪の状況 ・年齢の割合 令和７年の薬物事犯の検挙人員を年代別でみると、覚醒剤事犯は４０歳代が多いのに対して、大麻事犯は２０歳代が多くなっています。	第２章　新潟市の犯罪の状況 第８　薬物犯罪の状況	・薬物犯罪の検挙人員に関し、より分析しやすくするため「年齢の割合」を増やし、グラフを追加しました。

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
１６ ～ １７	第２章　新潟市の犯罪の状況 第９　ネット上における犯罪 ２　サイバー犯罪に係る警察相談 ３　サイバー犯罪の検挙状況 （削除） 第１１　子ども被害の状況を新設	第２章　新潟市の犯罪の状況 第９　ネット上における犯罪 ２　サイバー犯罪の検挙状況 ３　サイバー犯罪に係る警察相談 ４　出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の推移	・検挙、相談という順から、相談、検挙という順に改めました。 ・Ｐ２０からＰ２１に「第１１　子ども被害の状況」を新設し、掲載場所を変更しました。
２０ ～ ２１	第２章　新潟市の犯罪の状況 第１１　子ども被害の状況 １　不審者事案の推移 内容略 ２　新潟県内のＳＮＳ等に起因する被害児童の推移 内容略		・不審者事案数など子ども被害の状況を明記するため新設しました。 ・「第９ネット上における犯罪」から記載場所を変更しました。
２２ ～ ３８	第３章　各区における犯罪の現状	第３章　各区における犯罪の現状	・令和７年までの犯罪統計データに更新しました。 ・各項目の解説を修正しました。
３９	第４章　重点取組事項 第１　全市における取り組み事項 １　特殊詐欺の被害防止対策 発生の多い手口や被害の多くを占めるＳＮＳ型投資詐欺・ロマンス詐欺防止に関する広報啓発活動の実施 例）年金支給日等における特殊詐欺被害防止広報、高齢者を対象とした防犯講習会	第４章　重点取組事項 第１　全市における取り組み事項 １　特殊詐欺の被害防止対策 発生の多い手口や具体的な事例を踏まえた広報啓発活動の実施	・全市で被害が増加いているSNS型投資・ロマンス詐欺対策を重点取り組み事項に加えました。

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	２　侵入盗・乗物盗・車上ねらい被害防止のための鍵かけの徹底活動 　全区における鍵かけ広報、窃盗被害対策の実施 例）駅駐輪場等における鍵かけ広報等街頭防犯活動 ３　子ども対象事件（事案）防止対策 　子どもに対する防犯教育や通学路等の安全対策、防犯ボランティア団体への各種支援の実施 例）体験型安全教室の実施、青パトによるパトロール活動	２　侵入盗・乗物盗・車上ねらい被害防止のための鍵かけの徹底活動 　各区の特徴や犯罪発生傾向に応じた防犯施策の実施 ３　子ども対象事件（事案）防止対策 　子どもに対する防犯教育や通学路等の安全対策、防犯ボランティア団体への各種支援の実施	・全区で無施錠状態での窃盗被害が多発している背景から、具体的に「鍵かけ広報、窃盗被害対策」を重点取り組み事項としました。 ・委員の意見を受けて、それぞれの目標に施策の具体例を追加記載しました。
３９ ～ ４１	第４章　重点取り組み事項 第２　各区の重点取り組み事項	第４章　重点取り組み事項 第２　各区の重点取り組み事項	・担当者と協議のうえ、最新の傾向を踏まえた取り組みに変更しました。
４３	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり １　防犯意識の高揚 （１）啓発活動 ウ　市内の犯罪情報・不審者情報等の情報を共有するため、様々な媒体やＡＩ等先端技術を活用して効果的な情報を発信して被害防止に努めます。	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり １　防犯意識の高揚 （１）啓発活動 ウ　市内の犯罪情報・不審者情報等の情報を共有するため、IT 等を活用して効果的な情報を発信して被害防止に努めます。	・庁内の関係各課の意見を踏まえ、市の取り組みとしてより適切な文言に変更し、具体的な内容を記載しました。 ・委員の意見を受けて、より包括的な方法を明記し、柔軟な対応を図れるよう文言を変更しました。
４３	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり １　防犯意識の高揚 （２）防犯講習会	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり １　防犯意識の高揚 （２）防犯講習会	より多くの防犯講習会を実施する

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	エ　各広報媒体で防犯講習会の周知を図り、防犯講習会の開催を募ります。		ため、周知について計画に追加しました。
４３	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ２　ひとづくり （１）地域防犯活動の活性化と取り組みの継続化を図るとともに、効果的な防犯活動を推進するため、地域の防犯活動の中心となる防犯リーダー※15を育成します。 ※15　新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第１２条に規定するリーダー。スキルアップや後継者の育成、活動の拡大を目指すための研修会や講習会を受講した防犯ボランティアをいう。	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ２　ひとづくり （１）地域防犯活動の活性化と取り組みの継続化を図るとともに、効果的な防犯活動を推進するため、地域の防犯活動の中心となる防犯リーダーを育成します。	・委員の意見を受けて、防犯リーダーについて説明する注釈を追加しました。
４３	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ２　ひとづくり （３）　学生ボランティアとの連携 学生ボランティアに対する防犯活動その他活動への参加を促進し、将来を担う防犯意識の高い学生ボランティアを育成します。	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ２　ひとづくり	・将来の防犯を担う後進育成のため、学生ボランティアとの連携について計画に追加しました。
４３	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ３　子どもへの教育 （１）　家庭におけるしつけ ア　社会ルールに反する行為を行うことがないよう、国や関係機関のリーフレットを通して家庭でのしつけの大切さ等を啓発します。	第５章　計画の内容 第１　防犯意識の高いひとづくり ３　子どもへの教育 （１）　家庭におけるしつけ ア　社会ルールに反する行為を行うことがないよう、家庭でのしつけの大切さ等を啓発します。 イ　子育てやしつけ等に悩みや不安を抱く保護	・委員の意見を受けて、庁内の関係各課の意見を踏まえ、市の取り組みとしてより適切な文言に変更し、具

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	イ　家庭児童相談・母子自立支援（家庭生活・育児・養育相談等）を通じ子育てやしつけ等に悩みや不安を抱く保護者等の相談に対応し、家庭でのしつけ力の向上を支援します。	者等の相談に対応し、家庭でのしつけ力の向上を支援します。	体的な内容を記載しました。
４５	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり １　市民等の防犯活動の促進 （１）　個人の防犯活動 地域の安心・安全に関心を持った市民等が、個人でできる「ながらパトロール※18」等持続可能な自主防犯活動の普及促進を図ります。	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり １　市民等の防犯活動の促進 （１）　個人の防犯活動 地域の安心・安全に関心を持った市民等が、個人でできる「ながらパトロール※18」等の活動の普及促進を図ります。	・防犯ボランティアの高齢化という背景を踏まえ、「持続可能な自主防犯活動」の文言を追加しました。
４５	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり １　市民等の防犯活動の促進 （２）　地域における防犯活動 イ　地域団体等への青色回転灯パトロール車※19の普及を呼びかけ、新規団体の登録を促すとともに、青色回転灯の貸与等、活動を支援し、防犯パトロールの拡充を図ります。	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり １　市民等の防犯活動の促進 （２）　地域における防犯活動 イ　地域団体等への青色回転灯パトロール車※19の普及を支援し、防犯パトロールの拡充を図ります。	・青色回転灯パトロール車が減少傾向にあることから、普及呼びかけを計画に追加しました。
４５	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ２　地域の特性に応じた対策 （１）繁華街における環境健全化活動 ウ　防犯活動モデル地域において、先端技術を活用した悪質な客引き行為の抑止及び客引きの実態把握に向けた分析を行うことで、繁華街の環境健全化を図り	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ２　地域の特性に応じた対策 （１）繁華街における環境健全化活動	・悪質な客引き対策のため、AI 防犯カメラの導入等、先端技術を取り入れた防犯活動を実施予定であるこ

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	ます。		とから、項目として追加しました。
４６	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ３　防犯上の配慮を要する者の安全確保 （１）　子ども等を守る取組み 　イ　市立の全小学校において、子どもが自ら危険を回避できる能力を身につけるための安全教育を実施します。	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ３　防犯上の配慮を要する者の安全確保 （１）　子ども等を守る取組み 　イ　子どもが自ら危険を回避できる能力を身につけるための安全教育を実施します。	・現在、市内全小学校において体験型安全教室を実施していることから、記載を追加しました。
４６	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ３　防犯上の配慮を要する者の安全確保 （４）　障がい者の安全対策 障がい者及び障がい者と接する機会の多い福祉関係者等を対象に犯罪被害の防止についての意識啓発に取り組みます。	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ３　防犯上の配慮を要する者の安全確保 （４）　障がい者の安全対策 障がい者、障がい者と接する機会の多い福祉関係者及びボランティア等に対して、犯罪被害の防止についての意識啓発を推進します。	・庁内の関係各課の意見を踏まえ、市の取り組みとしてより適切な文言に変更しました。
４７	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ４　犯罪被害者等※23に対する支援 （２）　犯罪被害者等のニーズに応じた支援 　犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう見舞金、助成金の支給及び資金の貸付を行うほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援等を実施します。	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり ４　犯罪被害者等※23に対する支援 （２）　犯罪被害者等のニーズに応じた支援 　犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう見舞金の支給を行うほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援等を実施します。	・「新潟市犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い、助成金制度及び貸付金制度が創設されたため、記載内容を追加しました。
４７	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり	第５章　計画の内容 第２　防犯力の高い地域社会づくり	

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	４　犯罪被害者等※23に対する支援 （３）　広報及び啓発 犯罪被害者等のおかれた立場を理解してもらうため、犯罪被害者等基本法で定める「犯罪被害者月間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活動を行います。	４　犯罪被害者等※23に対する支援 （３）　広報及び啓発 犯罪被害者等のおかれた立場を理解してもらうため、犯罪被害者等基本法で定める「犯罪被害者週間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活動を行います。	令和７年以降は「被害者週間」を「被害者月間」に拡充して広報する旨の警察庁通知を受け、記載内容を変更しました。
４８	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ２　通学路等※25における防犯性の向上 （３）　安全教育等の推進 保護者及び関係機関等と連携して通学路等での子どもの安全を確保するため、市立の全小学校を対象とした体験型安全教室をはじめとする実践的な安全教育等の実施に努めます。	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ２　通学路等※25における防犯性の向上 （３）　安全教育等の推進 保護者及び関係機関等と連携して通学路等での子どもの安全を確保するため、体験型安全教室をはじめとする実践的な安全教育等の実施に努めます。	・現在、市内全小学校において体験型安全教室を実施していることから、記載を追加しました。
４９	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ４　道路、公園、駐車（輪）場における防犯性の向上 （３）　防犯性の高い駐車（輪）場の整備・普及等 エ　関係機関と協働し、駐輪場において広報啓発活動を実施することで、監視性の確保及び領域性の強化に努めます。	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ４　道路、公園、駐車（輪）場における防犯性の向上 （３）　防犯性の高い駐車（輪）場の整備・普及等	・犯罪認知件数の増加の一因として無施錠状態での自転車窃盗件数の増加が顕著であることから、駐輪場における防犯対策について項目を追加しました。
４９ ～ ５０	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ９　セーフティゾーン※28での施策の推進	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり ９　セーフティゾーン※28での施策の推進	・悪質な客引き対策のため、AI 防犯

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	（2）ＡＩ防犯カメラ等、先端技術を用いた防犯施策を推進します。		カメラの導入等、先端技術を取り入れた防犯活動を実施予定であることから、項目として追加しました。
５０	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり 11 暴力団排除の推進 （2）新潟県暴力団排除条例を遵守し、新潟市内で開催される祭礼等（祭り、花火大会等）からの暴力団排除を推進します。	第５章　計画の内容 第３　犯罪が起きにくいまちづくり 11 暴力団排除の推進	・県条例改正により、祭礼等にかかる規制が新設されたことから、本市においても祭礼等からの暴力団排除について項目を追加しました。
５１ ～ ５２	第６章　目標 第１　重点目標 １　新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進 ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度136回（各区17回） ２　防犯講習会開催数 防犯講習会目標回数 防犯リーダー研修会など　1回 さわやかトーク（一般対象）　30回 さわやかトーク（ひまわり対象）　20回 子どもの体験型安全教室　105回 市全体　156回 第２　その他の目標 １　にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数	第６章　目標 第１　重点目標 １　新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進 ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度128回（各区16回） ２　防犯講習会開催数 防犯講習会目標回数 一般対象　30回 子ども対象　20回 子どもの体験型安全教室　106回 市全体　156回 第２　その他の目標 １　にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数	・令和７年度のみではあるものの目標達成することができたため、より多くの防犯活動を目標とするため各区１回ずつ目標回数を増やしました。 ・防犯講習会の定義を明確にするため、記載項目を変更しました。 ・目標達成した年はあるものの、一般対象は目標達成ができていない状況であり、いまだ第５次計画からの目標を安定して達成できない状況にあることから市全体の数は据え置きました。

頁	第７次推進計画（案）	第６次推進計画	変更の理由等
	各区における目標登録数 北区　18 団体　秋葉区　21 団体 東区　52 団体　南区　14 団体 中央区　60 団体　西区　51 団体 江南区　27 団体　西蒲区　17 団体 市全体 260 団体	各区における目標登録数 北区　21 団体　秋葉区　15 団体 東区　51 団体　南区　11 団体 中央区　58 団体　西区　46 団体 江南区　29 団体　西蒲区　14 団体 市全体 245 団体	・現在の登録団体数を基に各区の目標登録数を見直しました。
	２　青色回転灯装備車委嘱団体数 各区における目標団体数 北区　10 団体 東区　1 団体 中央区　3 団体 江南区　1 団体 秋葉区　2 団体 南区　2 団体 西区　2 団体 西蒲区　1 団体 区合計 24 団体	２　青色回転灯装備車委嘱団体数 各区における目標団体数 北区　12 団体 東区　2 団体 中央区　2 団体 江南区　1 団体 秋葉区　3 団体 南区　1 団体 西区　2 団体 西蒲区　1 団体 区合計 24 団体	・目標団体数を達成できていないことから、市全体の目標団体数を据え置きつつ、現在の登録団体数より 1 団体程度増やすことを各区の目標とし、各区の目標団体数を変更しました。 ・委員の意見を受けて、計画の変遷を示すため、それぞれの目標値下部に前計画目標値を追加記載しました。